

早良区剣道連盟規約

第1章 総則

第1条 本連盟は、福岡市早良区剣道連盟（以下「連盟」という。）と称する。

第2条 連盟は、福岡市早良区在住の剣道愛好家及び連盟の目的に賛同する者を以て組織する。

第2章 目的及び事業

第3条 連盟は、剣道の修練を通じて会員相互の親睦を図り、教養を高め、社会の発展に寄与することを以て目的とする。

第4条 連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 剣道大会、研究会、講習会、昇級審査
- (2) 県、連合支部、市、各支部剣道連盟並びに体育団体との連絡協調
- (3) その他連盟の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第5条 連盟は、次の会員を以て組織する。

- (1) 正会員（剣道を愛好する者）
- (2) 篤志会員（連盟の事業に理解を有し協賛する者）
- (3) 準会員（本人の都合により一時休会を届け出た者）、休会の期間は、年会費を免除する。
- (4) 名誉会員 ① 正会員で満80歳をもって年会費の免除を行う。
② ①に準じ脱会届の提出を受け、理事会の承認をもって任用する。

2 会員は届出によって連盟を脱会することができる。

3 連盟を経て、大会出場及び昇段審査の受審申請をしようとする者は会費を完納していることを要する。

第6条 会員としての義務に違反し、または剣道人としてふさわしくない行為があると認められる場合には、総会の議を経て除名することができる。

第4章 役員

第7条 連盟に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 1名
- (5) 理事 20名以内
- (6) 監事 2名

2 連盟に名誉会長及び相談役を置くことができる。

第8条 役員を選出及び任務は、次の通りである。

- (1) 会長は、総会において選出し、連盟を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、理事会の承認を経て会長がこれを委嘱し、会長に事故ある時は、あらかじめ会長の定めた順序により会務を代行する。
- (3) 理事長は、理事の互選により定め、理事会を代表し、日常の業務を行う。
- (4) 副理事長は、理事の互選により定め、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (5) 理事は、総会において選出し、理事会を組織して、連盟の業務を執行する。
- (6) 監事は、総会において選出し、会計を監査する。

- 2 相談役は、総会の承認を経て会長がこれを委嘱し、会務について会長の諮問に応じ、また、総会、理事会に出席して意見を述べることができる。

第9条 役員の任期は2年とし、重任を妨げない、補欠役員を選任した場合、その任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 総会及び理事会

第10条 総会は、定期総会と臨時総会とする。

- 2 定期総会は、前年度末までに満20歳以上の成人会員をもって毎年4月に開催する。臨時総会は理事をもって構成し、必要に応じて開催する。

- 3 総会は、会長が招集し、議長となり、次の事項を議決する。

- (1) 役員の選任
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 本規約の改正
- (5) その他必要な事項

第11条 定期総会は、理事の過半数が出席し、総会出席者の二分の一以上の賛成をもって議決しなければならない。但し、臨時総会は、理事の過半数が出席し、出席者の三分の二以上の賛成をもって議決しなければならない。

第12条 理事会は、必要に応じて理事長が招集し、議長を務め、事業の企画・運営及びその執行に関することを決定する。

第6章 事務局

第14条 連盟の事務及び会計を処理するため、事務局を設け、理事長が事務局員を委嘱する。但し、事務局長及び会計は理事の中から選任・委嘱する。(以下「事務局担当理事」という)

- 2 事務局の事務所は、事務局長担当理事の住所地に置く。

第15条 理事長、副理事長及び事務局員には、手当を支給することができる。

第7章 会計

第16条 連盟の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

第17条 連盟の会員が負担する会費は、次のとおりとする。

- (1) 入会金 1,500円

- (2) 正会員 成人 年額 5,000 円
(成人は前年度末までに 20 歳以上の者とする)
成人未満 年額 2,500 円

(3) 篤志会員 寄付

- 2 3 年分以上の会費を滞納したときは、会員の資格を失うものとする。
3 当連盟以外からの転籍者は元籍連盟からの転籍証明書を入会申込書・入会金（1,500 円）会費に添付するものとする。添付なき場合は、当該年度に加えて過去 2 年分の会費を納めるものとする。

第 18 条 連盟の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

付 則

- 1 この規約は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 14 年 4 月 1 日 一部改正)

- 1 この規約は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 16 年 4 月 1 日 一部改正) 第 5 条第 1 項第 3 号新設

- 1 この規約は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 19 年 4 月 1 日 一部改正) 第 17 条第 1 項第 2 号改正

- 1 この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 20 年 3 月 16 日 一部改正) 第 10 条第 2 項改正

- 1 この規約は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 22 年 3 月 28 日 一部改正) 第 5 条追加・第 7 条第 2 項追加・第 10 条改正
第 14 条改正・第 15 条改正・第 17 条第 3 号新設

- 1 この規約は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 24 年 3 月 11 日 一部改正) 第 7 条・第 10 条・第 11 条・第 14 条 改正

- 1 この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 26 年 4 月 25 日 一部改正) 第 1 章 第 7 条 改正 (副会長は 2 名以内→3 名以内)

- 1 この規約は、平成 26 年 4 月 1 日に遡り施行する。

付 則 (平成 30 年 4 月 28 日 一部改正) 第 4 章 第 7 条 改正 (評議員 若干名→評議員削除)

第 8 条(6) 削除 (評議員の総会規定 削除)

第 5 章 改正 (総会、理事会及び評議員会→総会及び理事会)

第 10 条 改正 (構成員の規定 評議員削除)

第 11 条 改正 (総会成立規定 評議員削除)

第 13 条 改正 (評議員会の招集 削除)

付 則 (平成 31 年 4 月 20 日 一部改正) 第 4 章 第 7 条改正 (顧問および顧問会 削除)

付 則 (令和 3 年 4 月 24 日 一部改正) 第 4 章 第 7 条改正 (理事若干名→20 名以内)

- 1 この規約は令和 3 年 4 月 24 日から施行する。